

第1回 伊那市農業委員会 月例総会会議録

- 1 招集通知の年月日 平成28年4月18日
- 2 開会の日時 平成28年4月28日(木) 午後3時00分
- 3 会議の開催場所 伊那市役所 501会議室
- 4 出席委員の氏名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
農1	有馬 久雄	出	農13	唐澤 正直	出	推1	御子柴 等	出
農2	北原 昭男	出	農14	登内 哲彦	出	推2	間澤 傳	出
農3	網野 澄子	出	農15	守谷 勇一	出	推3	小林 則夫	出
農4	宮原 惺	出	農16	兼子 徳子	出	推4	大久保 智明	出
農5	宮下 修一	出	農17	北林 敏文	出	推5	宮下 信一	出
農6	堀内 利男	出	農18	中村 正樹	出	推6	赤羽 正義	欠
農7	重盛 一弥	欠	農19	森田 伴雄	出	推7	藤澤 孝吉	出
農8	北原 和門	出	農20	中山 好祝	出	推8	伊藤 政司	出
農9	宮下 平治	欠	農21	高橋 義親	出	推9	稲邊 謙次郎	出
農10	城倉 保志	出	農22	浦野 三男	出			
農11	網野 一雄	出	農23	橋爪 公明	欠			
農12	春日 幸一	出	農24	伊藤 正	欠			

5 職務のため出席した者の氏名

局長 伊藤 寿彦 庶務係長 名倉 正幸
 農地係長 唐澤 利幸 主査 宮島 真美

6 議事日程

- 日程第1 開会
- 日程第2 あいさつ
- 日程第3 議事録署名委員の指名
- 日程第4 付議事項
 - 議案第1号 農振農用地区域除外許可後の内容変更協議の承認について
 - 議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請承認について
 - 議案第3号 農地転用事業計画変更申請承認について
 - 議案第4号 農地法第4条の規定による転用許可申請承認について
 - 議案第5号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請承認について
 - 議案第6号 農地法第5条の規定による賃貸借権設定許可申請承認について
 - 議案第7号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請承認について
 - 議案第8号 非農地証明願承認について
 - 議案第9号 農業経営基盤強化促進計画(伊那市農用地利用集積計画)
 農地移動適正化あっせん事業(農地売買支援事業)について
 利用権設定について 別冊

日程第5 報告事項

- (1) 現況証明受付処理一覧表（4月報告分）
- (2) その他

日程第6 協議事項

- (1) 第23期農業委員会活動スローガンについて
- (2) 平成28年度農業振興関連事業計画について
- (3) 賃借料について
- (4) その他

日程第7 その他

- (1) 次回開催日について
- (2) その他

日程第8 閉会

日程第1 開会

○副会長（中村正樹君）

初めての月例総会という事であります。よろしくお願いいたします。

日程第2 あいさつ

○会長（有馬久雄君）

何回もあいさつしておりますので、省略させていただきたいと思うんですけども。これからいよいよ定例の総会に入って参ります。私自身も進行につきましては不慣れでございますし、それから、全員の参加の審議でございます。色んな進めて行く中で、こういう方法が良いんじゃないかとか、色んな提案がありましたら、その都度また出して行き、この定期総会がスムーズに行くよう協力を得たいと思っております。本日の付議事項につきましては、時間の短縮もありますので、それぞれ説明をいたしますけれども、採決はとりあえず地区単位の全体の採決。なお、特段問題点、全体で審議して行かなければならない事項につきましては出していただき、別途、採決という事になります。それから、それぞれ地区の説明につきましては地区長、並びに担当の委員さんが発言をしていただき、地区で皆さん、慎重な審議をされてると思っておりますので、特段問題がない限り地区で承認されましたという発言を行けば良いかなという風に思っておりますので、これから進めて参りますが、よろしくお願いいたします。

日程第3 議事録署名委員の指名

○会長（有馬久雄君）

本日欠席の委員が3名ございます。農業委員7番の重盛一弥委員、農業委員9番宮下平治委員、農業委員24番伊藤正委員から欠席の届出が出ております。続きまして本日の議事録署名委員ですが、農業委員5番宮下修一委員、農業委員6番堀内利男委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第4 付議事項

議案第1号 農振農用地区域除外許可後の内容変更協議の承認について

○会長（有馬久雄君）

よろしくお願いいたします。それでは1頁の議案第1号農振農用地区域除外許可後の内容変更協議の承認についてを議題といたします。事務局より説明を申し上げます。

○事務局説明

- ・第1号議案1番、西箕輪1筆992㎡、事業計画者・内容の変更
- ・第5号議案5番、西箕輪1筆992㎡、住宅・作業小屋

○会長（有馬久雄君）

番号1番西箕輪地区ですが担当の方のご説明をお願いいたします。

○推8番委員（伊藤政司君）

それでは西箕輪の除外後の内容変更の説明について。西箕輪の地区会におきまして、この案件は前期においても〇〇の方、許可相当と認めました。また今回の内容変更ですけども、農業、酪農経営という形でもって新しくこの件を。拡充しながら荒廃対策にもなるという事で

もって問題ありませんという事で許可相当として西箕輪は認めました。よろしくご審議お願いします。

○会長（有馬久雄君）

ありがとうございました。ただ今の説明にご意見のある方はお願いいたします。

【質問・意見なし】

○会長（有馬久雄君）

よろしいですか？それでは、議案第1号の番号1番、この件につきまして許可相当と認められる方の、賛成の方の挙手をお願いいたします。農業委員の方だけで賛否を採りますので、申し訳ないですがよろしくをお願いいたします。許可相当と認める方、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

○会長（有馬久雄君）

全員賛成です。許可相当と認めます。

議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請承認について

○会長（有馬久雄君）

続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、番号1番につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

・第2号議案1番、小沢1筆2,017㎡

○会長（有馬久雄君）

1番につきまして地区担当の方の説明をお願いいたします。小沢。

○農11番委員（網野一雄君）

初めてで説明が上手く行くかどうか分かりませんが、今の現状では何も作っていませんでしたので、多分これから作ってくれるんじゃないかという事で期待しております。

○会長（有馬久雄君）

ありがとうございました。ただ今の案件につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。

【質問・意見なし】

○会長（有馬久雄君）

それでは許可相当という賛成の方の挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

○会長（有馬久雄君）

全員賛成です。ありがとうございました。続きまして2番3番を上程いたします。事務局より説明をいたします。

○事務局説明

・第2号議案2番、西箕輪1筆961㎡

・第2号議案3番、西箕輪3筆2,297㎡

○会長（有馬久雄君）

西箕輪担当の方のご説明をお願いいたします。

○農13番委員（唐澤正直君）

地区会の席では問題ないんじゃないかという事であったんですが、その後現地確認しましたところ、一面に住宅が建ってしまっていて、これ、農地になってるんですけども、住宅が建ってるんですけど。それで確認した方が良かったかなという事で。

○会長（有馬久雄君）

事務局の判断はどんな判断でしょうか。2の方ですね？番号。

○農13番委員（唐澤正直君）

3です。

○会長（有馬久雄君）

3の方ね。

○農13番委員（唐澤正直君）

3の〇〇さんで3筆になってるんですけども、その一画、1筆の方が、多分この〇〇の〇〇という所だと思うんですが。住宅が建って現状はおりまして。

○事務局（唐澤利幸君）

ご説明させていただきます。地図の方のですね、皆さんのお手元にある地図なんですけど、黄色くマーカーで四角く全部印を付けさせていただいているんですが、こちらの方の地図の誤りでありまして、一区画枠を多く印を付け過ぎております。正確に言いますと宅地の部分は抜かしてありますので、この地図で言いますと今おっしゃった様に住宅は建っている所が入ってるんですけども、申請上はその部分は、家がある部分は抜けておりますので、地図に誤りがあるという事になります。今、ホワイトボードの方で説明させていただきますので。

【地図提示】

○事務局（唐澤利幸君）

ホワイトボードの方ご覧いただきますと、今、黄色いマーカーで塗ってあるのがこういう二つ大きく長方形で囲ってあります。正確に書きますと、今回申請の出てる部分はこここの細い所と、ここになりますので、住宅の建ってるこの部分についてはマーカーで囲ってありますけど、ここは対象外ですので、今回の所有権移転はこの3つの筆。この部分についてという事ですので、住宅は建ってないという所で確認が出来ますので、お願いしたいと思えます。

○農13番委員（唐澤正直君）

4筆になっているんですね？

○事務局（唐澤利幸君）

そうですね。申請はこちらとここが3筆。ここは4筆ですので。お手元の黄色いマーカーで囲ってある所は全4筆という事ですね。

○農13番委員（唐澤正直君）

はい、分かりました。ではその土地は牧草で農地でしたので問題ないかと思えます。

○会長（有馬久雄君）

ありがとうございます。よろしいですか？2と3につきまして、他の方のご意見等ありましたらお願いいたします。

【質問・意見なし】

○会長（有馬久雄君）

よろしいですか？それでは2と3の案件につきまして、許可相当と認める方の挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

○会長（有馬久雄君）

全員賛成でございます。2と3は許可相当と認めます。

議案第3号 農地転用事業計画変更申請承認について

○会長（有馬久雄君）

続きまして、第3号議案農地転用事業計画変更申請承認についてを議題といたします。1、2、3番まで一括でお願いいたします。

○事務局説明

- ・第3号議案1番、上の原1筆973㎡、事業計画者・内容の変更
- ・第3号議案2番、上の原1筆23㎡、事業計画者・内容の変更
- ・第3号議案3番、前原1筆1,170㎡、事業計画者の変更
- ・第5号議案3番、上の原1筆973㎡、太陽光発電施設
- ・第5号議案4番、上の原1筆23㎡、敷地拡張
- ・第6号議案2番、前原1筆1,170㎡、太陽光発電施設

○会長（有馬久雄君）

一括、上程いたしました。1、2、3番、それぞれ地区担当の方のご説明をお願いいたします。

○推5番委員（宮下信一君）

それでは説明させていただきます。1番目の太陽光発電という事ですけども、見た所、理由の埋戻しの土が住宅に適さないというその辺よく分かりませんが、確かに見た目はあまり良さそうな土ではなかったと思います。ただ太陽光発電を設置するには周りが家だらけなものですから、変更どうのこうのより、そちらの方が問題になるかもしれません。ですから申請そのものについては特に問題ないかと思えます。2番目の土地がはみ出てるという件ですが、見た所よく分かりませんが、本人同士にはその辺の話は出来てるんじゃないかなと、そういう風に思えます。という事で、伊那地区の方では許可相当という形になりました。以上です。

○会長（有馬久雄君）

3番目もお願いいたします。

○農4番委員（宮原惺）

お願いします。事務局から説明がありました様に内容そのものにつきましては事業者が変更という事だけで、既に前農業委員会で審議済みになっている所でございます。という事で、地区会では許可相当という事になりましたので、お願いいたします。

○会長（有馬久雄君）

ありがとうございました。それではただ今の1番から3番までの案件につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○農20番委員（中山好祝君）

今の太陽光発電の施設。これは以前は宅地の申請で出てるんですが、今度は太陽光という形なんですが、隣接者の承諾とかそういう物は。

○事務局（唐澤利幸君）

農地転用に関わっての隣接者の同意というのは必要ありませんので、この転用の許可を審議する際にはそれは必要ないと思えます。ただですね、伊那市としまして自然エネルギー推進室の方には、太陽光発電施設事業を始める際には届け出をしていただいて、その中では当然、地区住民への説明等はしっかりしていただいた上でそういう届けを出していただくという事になっておりますので、この分についても地区住民への理解は得ると認識しております。以上です。

○会長（有馬久雄君）

よろしいですか？それでは3件の案件につきまして採決をいたします。賛成の方の挙手をお

願います。

【全員挙手】

○会長（有馬久雄君）

全員賛成でございます。3件につきましては許可相当と認めます。

議案第4号 農地法第4条の規定による転用許可申請承認について

○会長（有馬久雄君）

続きまして、第4号農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認についてを提案をいたします。番号1番についてご説明をお願いいたします。

○事務局説明

・第4号議案1番、山寺1筆889㎡、一般住宅・貸倉庫

○会長（有馬久雄君）

担当の方の説明をしてください。

○農4番委員（宮原惺）

地区会では許可相当という事でありましたので、願います。

○会長（有馬久雄君）

1番の案件につきましてご質問等ありましたら願います。

【質問・意見なし】

○会長（有馬久雄君）

よろしいですか？それでは番号1番の案件につきまして賛成の方の挙手を望みます。

【全員挙手】

○会長（有馬久雄君）

全員賛成でございます。1件につきましては許可相当と認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請承認について

○会長（有馬久雄君）

続きまして、第5号議案農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題といたします。地区別に1番から5番までの説明をお願いいたします。

○事務局説明

・第5号議案1番、山寺1筆218㎡、一般住宅

・第5号議案2番、荒井2筆964㎡、宅地分譲地

○会長（有馬久雄君）

1番と2番につきまして担当委員さんの説明をお願いいたします。

○農4番委員（宮原惺）

ご説明の通り3種農地でありますので、地区会では許可相当という事になりました。願います。

○会長（有馬久雄君）

ただ今の案件についてご質問等ありましたら願います。

【質問・意見なし】

○会長（有馬久雄君）

よろしいですか？それでは1番2番につきまして賛成の方の挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

○会長（有馬久雄君）

全員賛成でございますので認めます。続きまして次の頁。5番は説明終わったのかな？

○事務局（唐澤利幸君）

はい。

○会長（有馬久雄君）

では6番につきましてお願いいたします。

○事務局説明

・第5号議案6番、高遠町長藤2筆827㎡、家庭菜園

○会長（有馬久雄君）

6番の案件につきまして地元委員さんの説明をお願いいたします。

○農2番委員（北原昭男君）

お願いをいたします。地区会では、この案件につきまして許可相当と認めましたので、よろしくをお願いいたします。

○会長（有馬久雄君）

ご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。

【質問・意見なし】

○会長（有馬久雄君）

それでは採決いたします。6番の案件につきまして賛成の方の挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

○会長（有馬久雄君）

全員賛成で、6番につきましては許可相当と認めます。

議案第6号 農地法第5条の規定による賃貸借権設定許可申請承認について

○会長（有馬久雄君）

続きまして議案6号農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認についてを議題といたします。2番は説明しておりますけれども、1、2番とも伊那地区で説明をお願いいたします。

○事務局説明

・第6号議案1番、野底1筆767㎡、一時転用（資材置場）

○会長（有馬久雄君）

地元委員さんの説明をお願いいたします。

○農4番委員（宮原惺君）

お願いします。地区会では一時転用という事でございますので、許可相当と認めましたのでお願いいたします。

○会長（有馬久雄君）

ただ今の案件につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。

【質問・意見なし】

○会長（有馬久雄君）

よろしいですか？それでは1番の件につきまして賛成の方の挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

○会長（有馬久雄君）

全員賛成で許可相当と認めます。続きまして番号3番富県の場合につきまして、ご説明をお願いいたします。

○事務局説明

・議案第6号3番取下げ

○会長（有馬久雄君）

それでは4番の案件につきまして、よろしく願いいたします。

○事務局説明

・第6号議案4番、高遠町下山田1筆2,760㎡、資材置場

○会長（有馬久雄君）

地元委員さんの説明をお願いいたします。

○農2番委員（北原昭男君）

お願いいたします。地区会で慎重審議した結果であります、この下流地域には農業施設がございまして、農業用水とか色々ありますが、そのもの辺りを汚さない様な、そういう義務付でどうかという話をした結果なんですけれども、皆様からご意見を頂戴したいと思えますけれども、地区会としては該当するんじゃないかなという話がありましたが、少しご意見の方、お願いをいたします。

○会長（有馬久雄君）

ご意見のある方、ございますでしょうか。

【質問・意見なし】

○会長（有馬久雄君）

よろしいでしょうかね？地区では認めている訳ですね？

○農2番委員（北原昭男君）

はい。

○会長（有馬久雄君）

そうですか。地区では認めたそうですが、よろしいですか？それでは4番の件につきまして採決をしたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

○会長（有馬久雄君）

全員賛成でございますので許可相当といたします。ありがとうございました。

議案第7号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請承認について

○会長（有馬久雄君）

続きまして議案第7号農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認についてを議題といたします。番号1番の説明をお願いいたします。

○事務局説明

・第7号議案1番、日影1筆500㎡、一般住宅

○会長（有馬久雄君）

地元委員さんの説明をお願いいたします。

○推5番委員（宮下信一君）

周辺は凄いい農地としては良い所ですが、隣に家が建つてるとか、これからもどうもあの辺は非常に家が建つ場所ではないかなと、そんな状況で転用も可能ではないかなと考えます。

○会長（有馬久雄君）

1番の案件につきまして、ご質問のある方お願いいたします。

【質問・意見なし】

○会長（有馬久雄君）

よろしいですか？それでは採決をいたします。1番の件につきまして賛成の方の挙手を願ひ

ます。

【全員挙手】

○会長（有馬久雄君）

全員賛成でございます。許可相当と認めます。続きまして番号2番の富県の件の説明をお願いいたします。

○事務局説明

・第7号議案2番、富県1筆495㎡、一般住宅

○会長（有馬久雄君）

地元委員さんの説明をお願いいたします。

○農15番委員（守谷勇一君）

親子という事の様ですし、問題なく許可してよろしいんじゃないかという事でございます。

○会長（有馬久雄君）

ありがとうございました。2番の案件につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。

【質問・意見なし】

○会長（有馬久雄君）

なければ採決をいたします。2番の件につきまして賛成の方の挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

○会長（有馬久雄君）

全員賛成ですので許可相当と認めます。続きまして3番4番の案件につきまして、説明をお願いいたします。

○事務局説明

・第7号議案3番、東春近1筆530㎡、駐車場

・第7号議案4番、東春近1筆136㎡、駐車場

○会長（有馬久雄君）

3番4番の案件につきまして、地元委員さんの説明をお願いいたします。

○農22番委員（浦野三男君）

3番4番、東春近で委員会で検討いたしました結果、許可相当に値するという事で結論を出させていただきました。お願いいたします。

○会長（有馬久雄君）

ご質問等ありましたらお願いいたします。

【質問・意見なし】

○会長（有馬久雄君）

よろしいですか？それでは採決いたします。3番4番につきまして賛成の方の挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

○会長（有馬久雄君）

全員賛成ですので許可相当と認めます。

議案第8号 非農地証明願承認について

○会長（有馬久雄君）

議案第8号非農地証明願承認についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

○事務局説明

・第8号議案1番、富県1筆1,182㎡

○会長（有馬久雄君）

それでは1番につきまして、地元委員さんの説明をお願いいたします。

○農 15 番委員（守谷勇一君）

現地確認の結果、山林化しております。ただし非常にきれいな山林ですね、別荘に良いなという様な感じの山林です。以上です。

○会長（有馬久雄君）

1番につきまして質問等ありましたらお願いいたします。

【質問・意見なし】

○会長（有馬久雄君）

なければ採決をいたします。1番の案件につきまして賛成の方の挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

○会長（有馬久雄君）

全員賛成ですので許可相当と認めます。2について説明をお願いいたします。

○事務局説明

・第8号議案2番、長谷黒河内6筆 8,330 m²

○会長（有馬久雄君）

地元委員さんの説明をお願いいたします。

○農 5 番委員（宮下修一君）

地区会で写真を見まして、これはもう完全に山林だという事で、非農地として認定させていただきました。

○会長（有馬久雄君）

ご質問等ありましたらお願いいたします。

【質問・意見なし】

○会長（有馬久雄君）

なければ採決をいたします。2番の案件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○会長（有馬久雄君）

全員賛成ですので許可相当と認めます。

議案第9号 農業経営基盤強化促進計画（伊那市農用地利用集積計画）
農地移動適正化あっせん事業（農地売買支援事業）について
利用権設定について 別冊

○会長（有馬久雄君）

続きまして第9号議案農業経営基盤強化促進計画について、農地適正あっせん事業の申出について、利用権設定についてでございます。なお、この案件につきましては、最初にこの土地が農地移動適正あっせん事業に適正かどうかをまず説明していただいて、賛成という事になりましたら、後からそれぞれ、あっせん委員の選出を求めたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。1番から6番まで伊那地区かな。その説明をお願いいたします。

○事務局説明

- ・第9号議案1番、小沢1筆 2,112 m²
- ・第9号議案2番、横山1筆 1,398 m²
- ・第9号議案3番、ますみヶ丘1筆 4,127 m²
- ・第9号議案4番、ますみヶ丘1筆 2,186 m²
- ・第9号議案5番、ますみヶ丘2筆 1,796 m²

・第9号議案6番、野底1筆869㎡

○会長（有馬久雄君）

伊那地区の方で説明か何かありましたら。

【説明なし】

○会長（有馬久雄君）

なければ良いですか？それでは1番から6番の件についてあっせん適正かどうかという採決をいたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

○会長（有馬久雄君）

全員賛成ですので許可をしたいと思います。伊那地区であっせん委員のお名前を分かたら発表していただきたいと思うんですが、一括してお願いします。

○農4番委員（宮原惺君）

1番から5番までですが、たまたま地区が同じでございまして、あっせん委員として網野一雄委員と網野澄子委員、2名でお願いいたします。1番から5番まで。よろしいですかね？6番ですが、宮下信一委員と私、宮原惺です。よろしくお願いいたします。

○会長（有馬久雄君）

よろしくお願いいたします。続きまして7番の美篤の案件につきまして説明をお願いいたします。

○事務局説明

・第9号議案7番、美篤1筆1,012㎡

○会長（有馬久雄君）

説明がありましたら、お願いします。

【説明なし】

○会長（有馬久雄君）

よろしいですか？それでは7番につきまして賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○会長（有馬久雄君）

全員賛成ですので許可相当といたします。続きましてあっせん委員を推薦をお願いいたします。

○農19番委員（森田伴雄君）

森田・堀内両委員でお願いします。

○会長（有馬久雄君）

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。8番の東春近の件につきまして説明をお願いします。

○事務局説明

・第9号議案8番、東春近1筆1,910㎡

○会長（有馬久雄君）

地元委員さん、説明がありましたら、お願いいたします。

【説明なし】

○会長（有馬久雄君）

よろしいですか？それでは8番の案件につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○会長（有馬久雄君）

全員賛成ですので、8番の案件につきましては許可相当といたします。あっせん委員の選出をお願いいたします。

○農 22 番委員（浦野三男君）

小林委員と中村委員になります。

○会長（有馬久雄君）

ありがとうございました。続きまして9番から12番までの案件につきまして説明をお願いいたします。

○事務局説明

- ・第9号議案9番、西箕輪1筆 3,026 m²
- ・第9号議案10番、西箕輪1筆 2,530 m²
- ・第9号議案11番、西箕輪1筆 799 m²
- ・第9号議案12番、西箕輪1筆 2,260 m²

○会長（有馬久雄君）

地元委員さん、説明がありましたら、お願いいたします。

【説明なし】

○会長（有馬久雄君）

なければ採決をいたします。9番から12番の案件につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○会長（有馬久雄君）

全員賛成ですので許可相当といたします。あっせん委員の選出を求めます。

○農 13 番委員（唐澤正直君）

地元委員の伊藤政司さんと唐澤であります。

○会長（有馬久雄君）

それではよろしくをお願いいたします。続きまして別冊の第9号議案の農業経営基盤強化促進計画と農地売買あっせん事業の申出について、利用権設定についてを事務局より説明をしてください。

【事務局説明】

○会長（有馬久雄君）

ただ今、説明をしていただきましたが、ご質問等ありましたらお願いいたします。

【質問・意見なし】

○会長（有馬久雄君）

よろしいですか？今の説明の通りでよろしいかという、農業委員会としての採決を求めたいと思います。ただ今の件につきまして賛成の方の挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

○会長（有馬久雄君）

全員賛成ですので第9号議案全体として認めるという事で、よろしくをお願いいたします。以上で日程第4の付議事項は全て修了をいたしました。

日程第5 報告事項

○会長（有馬久雄君）

続きまして日程第5の報告事項に移ります。事務局説明をよろしくをお願いいたします。

【事務局報告】

○会長（有馬久雄君）

という事でございます。

○農 15 番委員（守谷勇一君）

質問良いです？

○会長（有馬久雄君）

どうぞ。

○農 15 番委員（守谷勇一君）

今の様な、こういう状況になるまでのですね、今、宅地に今度は認めようという事ですよ？それまでの課税というのはどんな風に、参考までに。

○事務局（唐澤利幸君）

もう既にですね、宅地課税というのは、固定の資産税係が評価に行きまして、確かに建物が建っている敷地として使うという事であれば、農地の地目とは関係なく宅地課税をします。良くありますご相談が、もうずっと宅地課税をしてきてるのに、どうして農地法の、どうして地目の変更が出来ないんだという様なご相談をいただきます。課税地目と現況地目というか、農業委員会が見る地目と固定の資産税が見る地目とは見る視点が違うので、ずっと宅地課税で来てるから、これはもう農地転用の許可もいらんよなんていう様な判断にはならないという所ではあります。ですので、そういったものがあれば事務局の方にまずご相談をいただくのが一番良いかなという風に思いますので、もしそういう場合が起きましたら、事務局の方へ相談しに行ってくれという様な対応でよろしいかと思しますので、お願いいたします。

○農 15 番委員（守谷勇一君）

今の様な場合には畑の所に家が建っているという事ですよ？住宅になってる、宅地に。

○事務局（唐澤利幸君）

そうです。

○農 15 番委員（守谷勇一君）

そうですよね？そうすると表面上は、我々が見てもね、宅地だろうと。しかもそこは今おっしゃった様に、宅地として課税されてると。でも、地目は畑ですよ？

○事務局（唐澤利幸君）

はい。

○農 15 番委員（守谷勇一君）

そうすると、なかなか分からないと。どこかから、実はこうなんだけどって言わないと、見た目、全然分からないですよ？その辺まで我々がね、いちいち見ろという風には言われてはいないと思うんだけど。そんな風な、これはどういう所で分かったのか。固定資産税の係の方が宅地課税をしてく時に、やはり地目見ればすぐ分かるんですよ？じゃないんでしょうか？畑なのに宅地課税する訳ですからね。

○事務局（唐澤利幸君）

こういう現況証明が、どういうタイミングで出て来るのかというのはですね、家を建て替えたとか、建て替えるために建築確認というのを提出しなきゃいけないとか、何かその敷地において何か申請をして行かなきゃいけないという様な時に、明らかになって来るという事があるんですね。その時に、ここは実は登記畑の所に家を建ててしまってるんだっていうのが、地主さん達もですね、長い昔からの事なので、もうそんな所はずっと宅地課税をされてるので、登記上は畑地や田んぼになってるなんて風には、恐らく思っていないと思うんです。ただ、そこに新しく家を建てるとか、家を建て替えるという様な事になると、農地という事がそこではっきり分かりますので、そういう物が出て来た時に転用許可だとか、こういった現況証明というのが必要になってきて、その時に初めて地目を変えてくという様な手続きに入ってくという事なんですけど。実際、畑の上に家を建てて住んでおられても困る事はまずないので、何か困った時があってこういうのが出て来るという様な、そんな風にはなってま

す。

○農 15 番委員（守谷勇一君）

はい、分かりました。

○会長（有馬久雄君）

その他に何かご質問ありますか？

【質問なし】

日程第 6 協議事項

【事務局一括説明】

【質問・意見なし】

日程第 7 その他

【事務局説明】

日程第 8 閉会

○副会長（中村正樹君）

閉会のことば

(閉会時間 午後 4 時 4 0 分)